

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
10月25日
(金曜日)

目次

○規則

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (厚政課) ……一

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出 (厚政課) ……二
道路の区域の変更 (道路整備課) ……二



救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和六年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十九号

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成二十四年山口県規則第六十六号) の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の意向を踏まえ、当該入所者の自立支援を行うための計画を作成しなければならない。

第十二条第一項中「(以下「更生計画」という。)」を削り、同条第二項中「第二

項」の下に「及び第六項」を加える。

第十三条第一項中「更生計画」を「前条第一項の計画」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百九十五号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四十四号) 第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
医療法人横田内 科医院	岩国市南岩国町四丁目 五七番一〇号	医療法人横田胃 腸科・外科・肛 門科	岩国市南岩国町四丁目 五七番一〇号

二 変更年月日

令和六年六月十四日

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
株式会社エルクラフト	山口市青葉台一三の二九	ハートブリッジ 訪問看護ステーション	防府市植松二三四の一
二 訪問看護ステーション等の名称及び所在地		ハートブリッジ 訪問看護ステーション	防府市田島一九四三の 四
三 変更年月日			
	令和六年七月一日		

山口県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和六年十月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
 路線名 徳山光線
 道路の区域

区 間	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市大字八代字仏坂一〇〇〇二の 四地先から 同市大字奥関屋字森久一〇一七六の 三二地先まで	最狭 八一四・五	最狭 一七六・七 最広 一七六・七	一、三〇七・四	八九九・五	
周南市大字八代字仏坂一〇〇〇二の 四地先から 同市大字奥関屋字森久一〇一七六の 三二地先まで 及び 周南市大字奥関屋字森久一〇一七六 の三二地先	最狭 八一四・五	最狭 一八二・二 最広 一八二・二	一、三〇七・四	一三〇・三 一〇四・二 及び	ダブルウェイ

令和六年十月二十五日印刷
 令和六年十月二十五日発行

発行人所

山口県知事庁